

関東森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年9月1日)

開催日及び場所		平成22年6月25日(金) 関東森林管理局2階第3小会議室		
委員		淵上勇次郎(委員長・高崎商科大学学長) 石井彰慈(高崎商科大学教授) 高田敏明(弁護士) 松岡 正(群馬県立農林大学校教授)		
審議対象期間		平成22年1月1日～3月31日		
審議対象案件		224 件	うち、1者応札案件 32 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 31 件	
抽出案件		47 件 (抽出率 21.0%)	うち、1者応札案件 11 件 (抽出率 34.3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件 (抽出率 3.2%)	
抽出案件内訳	工事	一般競争	25 件	うち 1者応札 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約	該当なし		
	業務	一般競争	3 件	うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
	その他の随意契約		該当なし	
	物品・役務等	一般競争	19 件	うち、1者応札案件 7 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし	
随意契約(その他)		該当なし		
(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等	
	1 指名停止の案件で、積算の誤りを理由に辞退というのがあったが、何か確認をするのか。 そういう案件が発生して、事業自体が遅延するということがあるのか。		1 具体には、関係する署で判断することになる。局ではその報告を基に措置を講じている。 低入札の場合では、一旦保留して調査をすることから契約できない期間が生じる。また、入札を再度行う場合には1ヶ月なり1ヶ月半という遅れが発生し、事業には大きな影響がある。	

	<p>2 低入札について、林道工事が目立つがなぜか。</p> <p>3 南会津の公共工事の案件について、落札率が高いのはなぜか。 実質1者応札のところについて、何らかの対応が必要と思う。その結果、参入してくれるかどうかは分からないが道を開くことが必要である。</p> <p>4 入札・契約事務の中で、申請資料等を簡素にするということだが、どのように進めるのか。</p> <p>5 低入札の問題を審査する機会はこの委員会しかないということなので、低入札についてどういう項目でどういう判断をしたのかという基準を示して欲しい。</p> <p>6 造林と生産事業の資料について、県単位で傾向が出てきているが、委員会毎に一つの署の一つの事業で工事毎に入札に参加した業者の名簿ができないか。参入の状況が分かると分析しやすくなり、牽制にも繋がると思う。</p> <p>7 棚倉署の入札で、〇〇〇〇協同組合が5件全部取っているがなぜか。</p> <p>8 再委託、下請け率というのは問題になっていないか。利益が一番多くなるような下請けの出し方はするべきではないと思う。</p> <p>9 村上支署のその他役務の案件で、再入札の場合の入札金額が初度の入札金額に比べ離れ方が小さいものがあり不自然に感じるがなぜか。</p> <p>10 南会津支署のその他役務の案件について、福井県の業者の参入が目立つがなぜか。</p> <p>11 上越署の公共工事の案件で、工事内訳書と実際の入札価格が違っているがなぜか。</p> <p>12 静岡署の公共工事の案件でコンクリート谷止工補修の工事内訳書の金額について、6者のうち4者の額が大きいなぜか。</p> <p>13 総合評価で逆転した案件がなかったが、これは初めてか、また、何か意味があるのか。</p>	<p>2 第三四半期で年度の工事が終わり、技術者に余裕ができてきたところで、今回の発注は年度をまたがり工事期間も長いことから、競争率が高くなったと考える。 また、入札参加資格の実績について、農道、市町村道まで広げたことから見えない競争が働いたと考える。</p> <p>3 南会津は、地理的な面から他の業者が入りにくい事情があると思う。何回入札しても応札者がいないという状況で、確かに競争性は働いていないと考えられる。 業者数も激減し、地理的にも厳しい条件でもあるが、契約担当官の判断で区域をもう少し広げたり、ランクを広げる等の措置もあることから、今後の検討課題と考える。</p> <p>4 HPIに入札情報として、仕様書、入札関係の様式等具体的なものを掲載し、ダウンロードすれば直ぐ使えるように工夫している。</p> <p>5 通達に基づいて審査をすることになっているので、次回の委員会で基準と審査した結果等について提示したい。</p> <p>6 資料の作成にあたっては、現在のところ全部拾い出して作成していることから、入札に参加した業者について、どの業者が何回参加したかというようなことは現時点では分からない。ご指摘のあった部分についてはご相談しながら進めていきたい。</p> <p>7 棚倉署管内の〇〇〇〇協同組合は、1者といっても元々十何社かあったものが集まって協同組合を構成している状況にある。</p> <p>8 工事及び造林、生産事業についても、再委託、下請けについては発注者の承諾の必要がある。不当な価格については承諾していない。</p> <p>9 この案件は、紙での入札であり、入札結果については金額を読み上げることから、再入札の場合、この金額を聞いての入札となる。 応札者が少なく競争性が低い、また受注意欲が元々低いというような場合には、入札金額の離れ方が小さい場合もあると考える。</p> <p>10 年度をまたがった発注であり、事業期間が長いことから、事業量及び活動場所を確保したと考える。</p> <p>11 当局では、工事内訳書と入札価格が異なることを認めているのであり得ることである。</p> <p>12 個別事由があったかどうかは分からないので、調べてお知らせする。</p> <p>13 今までは1、2件はあった。技術点の差がなくなってきたのではと考える。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	